

UNCITRAL MLETR 抜粋 (参考訳)**(Model Law on Electronic Transferable Record: 電子的移転可能記録に関するモデル法)**

第1条 [略]

第2条 定義

「電子的記録 (electronic record)」とは電子的手段により生成され、伝達され、受領され、又は保存される情報 (理論的に関連し、又はその他の方法で結びついて記録の一部となっている全ての情報 (同時に生成されたか否かを問わない。) を含むことが適切な場合には、それらの情報を含む。) をいう。

「電子的移転可能記録 (electronic transferable record)」とは、第10条の要求を満たす電子的記録をいう。

「移転可能文書又は証券 (transferable document or instrument)」とは、紙で発行された文書又は証券であって、保持者に当該文書又は証券に表示された義務の履行を請求することができる権利を付与し、かつ、当該文書又は証券の移転によって当該権利を移転することができることをいう。

第3条～第7条 [略]

第8条 記載 (Writing)

法が、情報が書面によることを要求する場合において、電子的移転可能記録に含まれる情報がその後の参照利用のためにアクセス可能であるときは、電子的移転可能記録に関しては、当該要求は満たされる。

第9条 署名 (Signature)

法が署名を要求又は許容するときは、当該要求は、電子的移転可能記録に関しては、当該電子的記録に含まれる情報について、当事者を識別し、その当事者の意思を示すような信頼性のある手段がとられることによって満たされる。

第10条 移転可能文書又は証券 (Transferable documents or instruments)

1 法が移転可能文書又は証券を要求するときは、当該要求は、次に掲げる要件を満たす電子的記録によって満たされる。

- (a) 当該電子的記録が移転可能文書又は証券において含めることが要求される情報を含むこと。
- (b) 次の事項について、信頼性のある手段がとられること。
 - (i) 当該電子的記録を電子的移転可能記録として特定すること。

- (ii) 当該電子的記録が、効力又は有効性を失うまでの間、当該電子的記録を支配に服することができるものとする。
 - (iii) 当該電子的記録の完全性を維持すること。
- 2 完全性は、電子的移転可能記録に含まれる情報（生成から効力又は有効性を失うまでの間に生ずる認証された変更を含む。）が、完全であり、かつ、伝達、保存及び表示の通常の過程において生ずるもののほかに変更のないものであるかどうかによって判断されなければならない。

第11条 支配(Control)

- 1 法が移転可能文書又は証券の所持を要求又は許容するときは、当該要求は、電子的移転可能記録に関しては、次に掲げる信頼することができる手段が用いられることによって満たされる。
- (a) 当事者による電子的移転可能記録の排他的支配を構築する手段
 - (b) 支配を有する当事者を特定する手段
- 2 法が発行された移転可能文書又は証券の所持の移転を要求又は許容するときは、当該要求は、電子的移転可能記録に関しては、電子的移転可能記録の支配の移転によって満たされる。

第12条 一般的な信頼性基準 (General reliability standard)

第9条、第10条、第11条、第13条、第16条、第17条及び第18条に規定する手段は、次に掲げるものでなければならない。

- (a) 次に掲げるものを含む全ての関連する状況に照らして、その機能を果たすために相当な程度の信頼性のある方法であること。
 - (i) 信頼性の判断に関連するオペレーション・ルール
 - (ii) データの完全性の保障
 - (iii) 認証されないシステムへのアクセス及びシステムの使用を防ぐ能力
 - (iv) ハードウェア及びソフトウェアシステムの安全性
 - (v) 独立機関による監査の頻度及びその程度
 - (vi) 手段の信頼性に関する監督機関、認可機関又は内部機構による宣言の存在
 - (vii) 全ての適用される業界基準
- (b) それ自体として又は他の証拠とあわせて、実際にその機能を果たしたことが証明されていること。

第13条 電子的移転可能記録の時及び場所の指定 (Indication of time and place in electronic transferable records)

法が、移転可能文書又は証券に関して、時又は場所の指定を要求又は許容するときは、

電子的移転可能記録に関して時と場所を指定するために、信頼性のある手段が使用されているときは、当該要求は満たされる。

第14条 [略]

第15条 裏書 (Endorsement)

法が移転可能文書又は証券の裏書を要求又は許容するときは、当該要求は、電子的移転可能記録に関しては、裏書のために必要な情報が電子的移転可能記録に含まれ、かつ、当該情報が第8条及び第9条の要求に従ったものであることによって満たされる。

第16条 変更 (Amendment)

法が移転可能文書又は証券の変更を要求又は許容するときは、当該要求は、電子的移転可能記録に関しては、修正された情報が特定される信頼性のある手段が用いられることによって満たされる。

第17条 移転可能文書又は証券の電子的移転可能記録による置換え (Replacement of a transferable document or instrument with an electronic transferable record)

- 1 媒体の変更のために信頼性のある手段が用いられる場合は、移転可能文書又は証券を電子的移転可能記録に置き換えることができる。
- 2 媒体の変更が効力を生ずるためには、電子的移転可能記録に媒体の変更を示す記録が加えられなければならない。
- 3 第1項及び第2項に従って電子的移転可能記録が発行されたときは、移転可能文書又は証券は、無効となり、いかなる効力も有効性も有しない。
- 4 第1項及び第2項に従った媒体の変更は、当事者の権利及び義務に影響を及ぼさない。

第18条 電子的移転可能記録の移転可能文書又は証券による置換え (Replacement of an electronic transferable record with a transferable document or instrument)

- 1 媒体の変更のために信頼できる手段が用いられる場合は、電子的移転可能記録を移転可能文書又は証券に置き換えることができる。
- 2 媒体の変更が効力を生ずるためには、移転可能文書又は証券に媒体の変更を示す記載が加えられなければならない。
- 3 第1項及び第2項に従って移転可能文書又は証券が発行されたときは、電子的移転可能記録は、無効となり、いかなる効力も有効性も有しない。
- 4 第1項及び第2項に従った媒体の変更は、当事者の権利及び義務に影響を及ぼさない。

第19条 外国電子的移転可能記録の不差別 (Non-discrimination of foreign electronic transferable records)

- 1 電子的移転可能記録は、外国において発行され、又は利用されたことのみを理由として法的効力、有効性又は執行可能性を否定されてはならない。
- 2 この法律のいかなる規定も、移転可能文書又は証券を規律する国際私法の規律の電子的移転可能記録への適用に影響を及ぼすものではない。